



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号  
野村不動産ホールディングス株式会社  
取締役社長 中井 加明三  
(コード番号：3 2 3 1 東証第一部)  
問い合わせ先 広報 I R 部長 宇佐美 直子  
T E L : (03) 3348-8117

取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」を平成27年6月26日開催予定の第11回定時株主総会（以下「当社第11回定時株主総会」）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本議案に係る決議の効力は、当社第 11 回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

当社の取締役の報酬等の上限額は、平成 18 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において年額 6 億 5,000 万円以内とご承認いただき、その範囲内において譲渡制限付新株予約権を用いてストックオプションを付与することについて平成 19 年 6 月 28 日及び平成 24 年 6 月 28 日開催の定時株主総会においてご承認いただいております。

今般、当社は、当社第 11 回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第 361 条第 1 項及び第 2 項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額 6 億 5,000 万円以内とさせていただきますと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、株主の皆様との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の増大を図ることを目的に、上記の報酬等の額の範囲において、譲渡制限付新株予約権を用いてストックオプションを付与することといたしたいと存じます。

ストックオプションの内容は、業績に連動した報酬等として下記 1 記載の「株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を 1 株当たり 1 円とするもの）」と業績向上へのインセンティブとして下記 2 記載の「時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価基準により決定するもの）」を予定しております。

具体的な付与数及びこれに係る報酬等の額は、上記報酬等の額の範囲で、固定報酬、賞与、各取締役の職務内容を勘案して、相当と認められる金額を取締役会の決議により定めます。ストックオプションとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して各事業年度中に開催される定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の内容は下記の通りです

(各事業年度に発行する新株予約権の上限個数 1,300 個の目的である株式の数は総数 130,000 株であり、当社の平成 27 年 3 月末日現在における発行済株式(自己株式を除く。)の総数 191,118,494 株の 0.06%に相当します(小数点第 3 位以下切り捨て表示。)) また、発行済ストックオプション残高は平成 27 年 3 月末日現在において 1,825,900 株であり、当社の平成 27 年 3 月末日現在における発行済株式(自己株株主総会招集ご通知事業報告計算書類監査報告株主総会参考書類連結計算書類を除く。)の総数 191,118,494 株の 0.95%に相当します(小数点第 3 位以下切り捨て表示。))。

現在の取締役は 8 名ですが、当社第 11 回定時株主総会に付議する「定款一部変更の件」及び「取締役(監査等委員である者を除く。) 8 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 8 名(うち社外取締役は 2 名)となります。

## 記

### 1. 株式報酬型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の数

- ・新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

- ・新株予約権の目的となる株式の数

当社株式 100,000 株を上限とする。

新株予約権 1 個の目的となる株式数は 100 株とする。

ただし、本株主総会終了後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 株当たりの払込みすべき金額を 1 円とし、これに新株予約権 1 個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)より 3 年経過した日を起算日とし、当該起算日から 5 年以内とする。

#### (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

#### (5) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(4)までの事項の細目及びその他の事項については、取締役会の決議によって定める。

## 2. 時価型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の総数及び目的となる株式の数

- ・新株予約権の総数

300 個を上限とする。

- ・新株予約権の目的となる株式の数

当社株式 30,000 株を上限とする。

新株予約権 1 個の目的となる株式数は 100 株とする。

ただし、本株主総会終結後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される 1 株当たりの払込みすべき金額に新株予約権 1 個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込みすべき金額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）又は割当日の終値（終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

割当日より 3 年経過した日を起算日とし、当該起算日から 5 年以内とする。

### (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

### (5) その他の新株予約権の内容

上記（1）から（4）までの事項の細目及びその他の事項については、取締役会の決議によって定める。

以 上